

令和3年第9回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和3年9月24日(金)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後3時00分					
議長	福井 一洋					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	森谷 進	出席	8	吉原 一雄	欠席
	2	島村 実	出席	9	梅澤 三子	出席
	3	福嶋 輝幸	出席	10	清水 典子	出席
	4	鳴河 のり子	出席	11	江連 喜美	出席
	5	横田 拓也	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	浅田 カヨ子	出席	13	道谷 淳史	出席
	7	松田 浩幸	出席	14	福井 一洋	出席
推進委員 農地利用最適化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	眞通 昭彦	欠席	6	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	なし
事務局	事務局長 樋口 成男 主幹 房野 秀樹 主査 大河原 喜浩 主事補 西尾 かおり
傍聴人	なし
議事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>日程第4 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第5 議案第34号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について</p> <p>日程第6 専決処分の報告について</p> <p>その他</p>

議長

これより、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は4番、5番にお願いします。

日程第2 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第19号農地法第3条の規定による許可申請について審議に入ります。

議案1番、本件担当の13番、申請地の状況について説明をお願いします。

13番
議長
事務局

申請地は牧草が植えられており、きれいな状態でした。

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は、市内で酪農を営み、農地所有適格法人として営農している法人であります。市内の経営面積は約0haとなります。牧場では約〇〇〇頭の乳牛を飼育し、農地では飼料用の作物を栽培しております。譲受人は農地中間管理機構を通じて、埼玉県農林公社より農地を借り受けている経緯がありまして、市内の他、〇〇〇においても同様に借り受けております。今回の申請地も飼育用の作物を計画しており、経営規模拡大のため今回の申請に至った経緯であります。農業従事日数につきましては、年間約〇〇〇日であります。

議長

只今13番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員
議長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。

委員
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可と決しました。

事務局

続きまして、議案2番、本件につきましては事務局より、申請地の状況及び申請人の状況について説明をお願いします。

申請地は県道川越日高線高麗川団地入口から東へ約〇〇〇m進んだところの信号を左折し、道なりに〇〇〇mほど進み左折してから〇〇〇mほど進んだ、右側に位置しています。現地は、隣接地との境はトラクター等で耕耘されており、中央部は30cmほどの草が生えている状態でした。

譲受人は、障がい者サービス事業を営んでいる社会福祉法人であります。主に障がい者の就労支援を目的としている施設であります。

本来、農地を取得する場合、農業従事日数、農地取得後の経営面積等、農地法第3条2項に規定され該当している場合、許可することができないことになっておりますが、農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外の中に、『社会福祉法人等が教育実習農場であれば社会福祉事業の運営に必要な施設

委員
議長

ありません。
質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員
議長

異議なし。
異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

日程第4 議案第33号

日程第4議案第33号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。

3番

議案1番、本件担当の3番、申請地の状況について説明をお願いします。
〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇の裏の道を進んだところに位置しています。現地は少し草が生えている状態でした。

議長
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
譲受人は市内の自宅にて妻と子供〇人と母親の〇人で暮らしております。申請理由は所有している車〇台、バイク〇台を置くスペースが手狭となり、敷地拡張による車庫の設置となっております。また、足腰が弱くなった母親がデイサービスを利用する際の送迎車を置くスペースが手狭になっているとのことです。そこで隣接している農地を所有している従兄弟に相談したところ、快く承諾してもらい、駐車スペースやデイサービス送迎車駐車スペースが手狭という問題解決が図られるとのことです。

申請地の農地区分は3種農地であり、計画目的に必要性があると思われま

議長

す。
只今、3番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員
議長

ありません。
質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員
議長

異議なし。
異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

13番

続きまして、議案2番、本件担当の13番、申請地の状況について説明をお願いします。

申請地は〇〇〇〇の売店と隣接しています。現地は駐車場として使用されています。

議長
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
当該申請は農振農用地の除外から計画されているもので、令和〇年〇月〇日付で除外認可を受けております。譲受人は市内で酪農を営んでおり、また乳製品工場として出荷しております。乳製品工場の敷地内に、従業員及び来客用の駐車スペースが約〇台ありますが、現状は来客用の駐車場が不足している状態です。土日祝日は1日に〇〇名ほどの家族連れが、買い物や工場見

学等を目的として来客されるとのことです。そのため駐車場が足りず、お客様より不満の声が寄せられたり、従業員の駐車場も足りない状況であるとのことです。今回隣接土地所有者へ相談したところ、農地を譲ってもよいということになり申請に至りました。申請地は従業員駐車場〇台、来客用駐車場〇〇台分の計画となっております。

申請地の農地区分は2種農地であり、計画目的に必要性があると思われ
ます。

議 長

只今、13番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたら願
いします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第
5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

続きまして、議案3番、本件につきましては事務局より申請地の状況及び
申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局

申請地は〇〇〇〇を〇〇〇から〇〇方面へ直角に曲がるカーブのところ
を、高萩方面へ〇〇〇mほど進んだところを右折し、道なりに〇〇〇mほど
進んだところにある〇〇〇〇の道反対側です。

現地は防草シートが全面に敷いてある状態で、柿の木〇本ほど植えられて
いました。

次に申請人の状況ですが、当該申請につきましては農振農用地の除外から
計画されているもので、令和〇年〇月〇日付で除外認可を受けております。
譲受人は市内の〇〇地内で動物病院を営んでおります。今回の申請は来客数
の増加に伴い、混雑時の迷惑駐車を防ぐため駐車場を常設し〇～〇台の駐車
スペースを予定しているとのことです。申請地と隣接する〇〇〇-〇はすで
に駐車場として使用されていますが、今回の申請地も含めて新しく駐車場を
作り直し、従業員も利用する駐車場として計画するとのことです。

申請地の農地区分は1種農地であり、『既存敷地の拡張計画2分の1を超
えないものに限る』の例外規定に該当します。計画目的に必要性があると思
われます。

議 長

只今、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたら願
いします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第
5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

議長

申請地の農地区分は2種農地であり、計画目的に必要性があると思われ
ます。

只今、5番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたら願
いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第
5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

1番

続きまして、議案6番、本件担当の1番、申請地の状況について説明をお
願いします。

申請地は〇〇〇〇〇へ入る信号を左折し、最初の信号を左折すると〇〇の
神社があります。付近にある住宅地の中に細い道があり、そこを左に入って
いったところにあります。現地は農地のような状態となっていました。

議長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

当該申請につきましては農振農用地の除外から計画されているもので、令
和〇年〇月〇日付で除外認可を受けております。

譲受人は平成〇〇年に〇〇〇に会社を設立し、農地改良の埋め立て工事や
宅地造成など土木工事をメインとした建設業を営んでおります。申請地は本
社から約〇〇km離れておりますが、一昨年申請地に隣接する山林を購入して
おります。これまで資材置場として利用していた場所については売却し、今
後は申請地と購入した山林をについて、資材置場として一体利用したいとの
ことです。

譲受人は、県の方から土木工事業・舗装工事業及び土工事業として一般建
設業の許可得ております。山林伐採後は埋め立て工事や、農地改良で使用す
る土の搬入を行うため造成工事に使用する資材を置くことができる、工事の
度に材料を仕入れる状況となり、計画的に材料を仕入れて備蓄し申請地と一
体利用できれば改善できるとのことで、今回の申請に至りました。

申請地の農地区分は2種農地であり、計画目的に必要性があると思われ
ます。

議長

只今1番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたら願
いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第
5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

続きまして、議案7番、本件担当の5番、申請地の状況について説明をお願

5 番

議 長
事 務 局

いします。

先日現地確認してきました。現地は一部草が生えないように防草シートが張っており、一部植木が生えている状態でした。

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

当該申請につきましては農振農用地の除外から計画されているもので、令和〇年〇月〇日付で除外認可を受けております。

譲受人は〇〇という関係性で、現在〇世帯の〇人で生活しております。譲受人の子が成長に伴い、自動車免許を取得して車通勤をするようになったため、敷地内の駐車スペースが手狭となり、今回の申請に至ったとのことです。

譲受人は現在車を〇台所有しており、やむを負えず路上駐車をすることもあります。この問題を解決するため、隣接する申請地を所有する姪に相談したところ、快諾していただいたとのことです。

申請地の農地区分は2種農地であり、計画目的に必要性があると思われま

議 長

す。只今、5番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員
議 長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

続きまして、議案8番、本件担当の2番、申請地の状況について説明をお願いします。

2 番

先日現地を確認してきました。〇〇〇〇の前の田んぼ付近で、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の斜め反対側が、申請地です。申請地内は50cm程の草が生えており、田んぼへの入り口には、ガードレールが設置されている状態でした。

議 長
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は昭和〇〇年から現在の場所に営業所を設けて、建築工事・土木工事を中心に工務店を営んでおります。今回資材置場としての申請ですが、これまで市内の別の場所に〇か所資材置場を設けていました。しかし年々材料コストが上昇し工事価格も大幅に上昇しているため、業務運営の面から資材をまとめて発注し、資材の単価を下げなければ経営が厳しいという状況となりました。

以前の資材置場では、資材及び道具等の盗難被害があったが、申請地であれば自宅近くということで目が行き届く、とのことです。

申請地の農地区分は1種農地ですが、同地区内に住んでおり申請地と隣接しているため、敷地拡張ということで例外規定にあたります。

議 長

只今、2番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたら願

となっております。

申請地の農地区分は2種農地であり、計画目的に必要性があると思われ
ます。

議 長

只今、7番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたら願
いします。

委 員

道路と申請地との間に細い土地があるように見えるが、この場合申請地を
接道として利用できるのか。

事 務 局

細い土地ではなく、道路が拡幅されたものである。このため、申請地を接
道として利用できる。

委 員

譲受人は個人の方か。

事 務 局

はい。外国籍のため、名前の表記が日本人のものと異なっているが、譲受
人は個人の方である。

議 長

よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当
しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

続きまして、議案11番、本件担当の4番、申請地の状況について説明を
お願いします。

4 番

22日に現地を確認してきました。申請地は〇〇〇の東側に位置しています。
以前農地改良の届出があった場所の北側です。現地は草が2mほど伸びて
おり、1mほどの段差があるところもありました。

議 長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局

今回の申請は農地改良ということであり、本来であれば土地の所有者が自
己で耕作を行う目的で申請を行うものでありますが、今回の申請では、明日
の農業担い手育成塾の方が、経営地を広げる目的で申請に至りました。

経緯としては、土地所有者が〇〇〇在住であり、農地の管理ができないと
いうことで、付近で農業を営んでいる人を探したところ、申請地の近くの土
地を農地改良して耕作していた担い手塾生の方が見付き、今回の申請に至
ったとのことでした。

今後はこの担い手塾生が露地野菜を作るとのことです。農地改良後は、農
地中間管理機構を通して、明日の農業担い手育成塾の研修農地として認定さ
れるよう手続きを進めるとのことです。

議 長

只今、4番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたら願
いします。

委 員

申請地の西側の隣地は田んぼとなっているが、申請地が農地改良したら、
排水に関しては大丈夫なのか。

事 務 局

西側の隣地は田んぼであるが、現在作付け等のされていない土地となっ
ている。排水関係については、譲受人に確認していない。

委 員

申請地の北側に水路があるようだが、農地改良後もそこが排水路として利

事務局
委員

用可能なのか確認をお願いします。

わかりました。

農地改良後は露地野菜を作る予定とのことだが、譲受人は一時的に農地改良をして、作業が終わったら譲渡人に土地を返すということになる。〇〇〇在住の方が、どのように耕作を行うのか。

事務局

先ほども説明しましたが、耕作者が別におり農地改良が終了したらその方の経営地として、農地を中間管理機構から借りて耕作していく予定です。

議長
委員

他に質疑はありませんか。

ありません。

議長

よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

日程第5 議案第34号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第34号 「農地法第5条の規定による許可後の計画変更」申請について、審議に入ります。

本件につきましては事務局より、申請地の状況および申請人の状況について、説明をお願いします。

事務局

申請地は、県道川越日高線の〇〇〇〇〇〇のある交差点を、北へ〇kmほど進み、踏切の手前を右折して〇〇mほど進んだところをまた右折したところ。現地は草が50cmほど伸びている状態でした。

次に申請人の状況についてです。

今回の申請は、当初、計画者が自己用住宅を建てる目的で計画していましたが、家庭の事情により計画が実行できなくなり、計画自体も断念しました。

今回、申請地から徒歩〇分ほどの距離に住んでいる方へ事業計画者が変わっております。申請人は現在、〇階部分が駐車場、〇階と〇階が住居部分という3階建ての住居に住んでいますが、高齢になるにつれ上層階への移動が困難となり、〇階部分を居住スペースに変更を行いたいとのこと。そこで、現在〇階部分に置いてある車〇台を、申請地へ置けないかということで、今回の申請に至りました。

申請地の農地区分は2種農地であり、計画目的に必要性があると思われま

議長

す。
只今、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員
事務局

計画変更ということは、宅地から駐車場への変更ということですか。

そうです。昭和〇〇年に住宅建築の目的で転用許可を受けていたものを、住宅ではなく駐車場にすると同時に、事業計画書の変更が行われるという2点の変更になります。

委員
事務局
委員
事務局

今後の流れとしては、今回の申請が通った後に申請人が再度5条申請を行い、審議を諮るといふものです。

第2段階があるということですか。

はい。

許可の年数は関係ないのか。

許可後、計画が完了し地目変更を行っていけば問題なかったが、以前の計画では住宅が建っておらず、農地転用が完了したといえない。県に確認したところ、許可を受けただけで計画が止まっているという認識になるため、今回は地位の継承と用途の変更を行うという2点の計画変更となる。その後、申請人へ地位の継承がされたところで、もう一度同じ申請人で5条申請を行うということになります。事業が終わっていないため、計画変更という扱いになるということです。

委員
議長
委員
議長

わかりました。

他に質疑がありましたらお願いします。

ありません。

よって質疑を終結します。お諮りします。事業計画の変更について、承認相当で異議ございませんか。

委員
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は承認相当と決し、県知事に送付します。

日程第6 専決処分の報告について

日程第6 専決処分の報告について、資料を読み込みいただき、質疑がありましたらお願いします。

委員
議長

ありません。

以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。